

## 母子世帯の生活変化調査（当事者団体調査）の特徴

——サンプルバイヤスについて——

藤原千沙（岩手大学）

### ■母の年齢

2003年全国母子世帯等調査	39.1歳
2001年J I L調査※	40.5歳
2006年当事者団体調査	41.6歳 母子（子が18歳以下）39.8歳 寡婦54.1歳（子が19歳以上）

※日本労働研究機構（現労働政策研究・研修機構）「母子世帯の母への就業支援に関する調査」2003年全国・住民基本台帳・無作為抽出「60歳未満の母親と20歳未満の子どものみで構成されている世帯」配布・回収ともに郵送、有効集計対象1721

### ■母子世帯になったときの年齢

2003年全国母子世帯等調査	33.5歳
2001年J I L調査	34.1歳
2006年当事者団体調査	34.2歳

### ■母子世帯になった理由

2003年全国母子世帯等調査	「死別12.0%、離婚79.9%、未婚の母5.8%、遺棄0.4%、行方不明0.6%、その他1.2%」
2001年J I L調査	「死別18.4%、離婚69.7%、別居4.9%、未婚・非婚5.2%、その他0.3%」
2006年当事者団体調査	「死別2%、離婚80%、別居9%、非婚8%、その他1%」

### ■母の就業率

2003年全国母子世帯等調査	83.0%
2001年J I L調査	87.3%
2006年当事者団体調査	84%

### ■母・就業者の就業形態

2003年全国母子世帯等調査	「常用雇用者39.2%、臨時・パート49.0%、派遣社員4.4%、事業主4.2%、家族従業者1.5%、その他1.7%」
2001年J I L調査	「正社員・正規職員42.5%、パート29.5%、アルバイト4.5%、嘱託・準社員・臨時職員10.4%、人材派遣会社の派遣社員2.1%、自営業主5.3%、家族従業者2.2%、内職0.9%、その他0.9%」
2006年当事者団体調査	「常勤B（正社員・正規職員）37%、常勤A（週35時間以上のパート・派遣・臨時など）27%、短時間勤務（週35時間未満のパート・派遣・臨時など）26%、自営・内職9%」

### ■仕事からの勤労収入

2003年全国母子世帯等調査	162万円
2001年J I L調査	245.6万円
2006年当事者団体調査	227万円（2005年の就業者の年収）

■母の学歴

1997年 就業構造基本調査（特別集計）		
	母子世帯の母	ふたり親世帯の母
サンプル数	4947	73665
中学	19%	8%
高校	62%	56%
短大・高専	15%	26%
大学・大学院	4%	10%
NA	0%	0%

2001年 JIL調査	
母子世帯の母	
サンプル数	1721
平均年齢	40.5歳
中学	13%
高校	49%
専修・各種	13%
短大・高専	16%
大学・大学院	7%
NA	2%

2006年 当事者団体調査	
母子世帯の母・寡婦	
サンプル数	475
平均年齢	41.6
中学	2%
高校	31%
専修・各種	17%
短大・高専	21%
大学・大学院	28%
その他・NA	1%

■就業形態別・学歴別、勤労収入

雇用形態・学歴別	母子世帯の母 (当事者団体調査) 2005年		
	サンプル数	万円	格差
	正規	95	377.5
中学	0	—	—
高校	22	245.8	50%
専修・各種	19	342.9	69%
短大・高専	21	363.7	74%
大学・院	33	494.0	100%
非正規（週35時間以上）	87	183.1	格差
中学	1	144.0	71%
高校	30	156.3	78%
専修・各種	16	195.7	97%
短大・高専	17	206.6	103%
大学・院	22	201.4	100%
非正規（週35時間以下）	90	99.4	格差
中学	3	66.0	47%
高校	34	73.3	52%
専修・各種	12	92.1	65%
短大・高専	20	109.6	78%
大学・院	21	140.8	100%

雇用形態・学歴別	合計（母子世帯の母・寡婦） (当事者団体調査) 2005年		
	サンプル数	万円	格差
	正規	120	390.3
中学	0	—	—
高校	28	263.9	54%
専修・各種	22	350.1	72%
短大・高専	27	397.9	81%
大学・院	43	488.3	100%
非正規（週35時間以上）	98	187.1	格差
中学	1	144.0	70%
高校	35	161.7	79%
専修・各種	17	197.1	96%
短大・高専	20	212.0	103%
大学・院	24	205.1	100%
非正規（週35時間以下）	98	105.6	格差
中学	3	66.0	48%
高校	37	84.6	62%
専修・各種	13	108.0	79%
短大・高専	21	110.0	80%
大学・院	24	137.5	100%

注）10月6日現在集計、母子世帯の母は末子が18歳以下、2005年の雇用形態を2つ以上回答した者・再婚した者を除く

c f.)

雇用形態・学歴別	母子世帯の母 (JIL調査)			女性就業者 (就業構造基本調査)				女性常用労働者 (賃金センサス)	
	サンプル数	2001年		1997年		2002年		2001年	
		万円	格差	万円	格差	万円	格差	万円	格差
正規	575	343.3	格差	304.7	格差	329.4	格差	349.8	格差
中学	45	255.1	55%	227.9	55%	229.6	53%	271.2	61%
高校	257	292.4	64%	283.0	68%	293.5	68%	319.4	71%
専修・各種	94	361.6	79%	—	—	—	—	—	—
短大・高専	116	411.8	89%	323.5	78%	345.9	80%	377.5	84%
大学・院	63	460.3	100%	416.9	100%	432.3	100%	447.6	100%
パート・アルバイト	447	133.3	格差	100.7	格差	102.0	格差	—	—
中学	65	124.4	105%	100.4	95%	99.2	90%	—	—
高校	247	138.4	117%	99.9	95%	101.2	92%	—	—
専修・各種	60	133.1	112%	—	—	—	—	—	—
短大・高専	58	126.3	107%	102.2	97%	105.0	95%	—	—
大学・院	17	118.5	100%	105.3	100%	110.0	100%	—	—

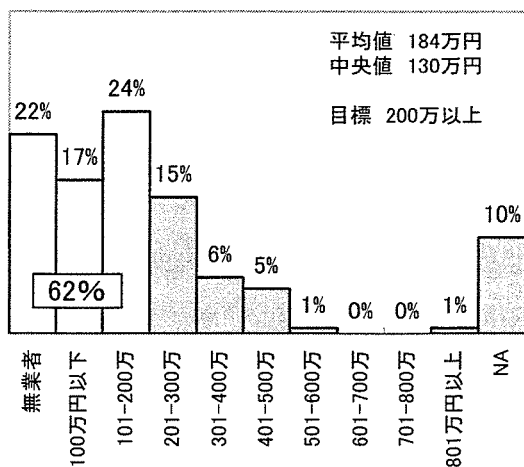
(藤原 2005: 167)

## サンプルバイヤスを踏まえたファクトファイディングス、政策的インプリケーション

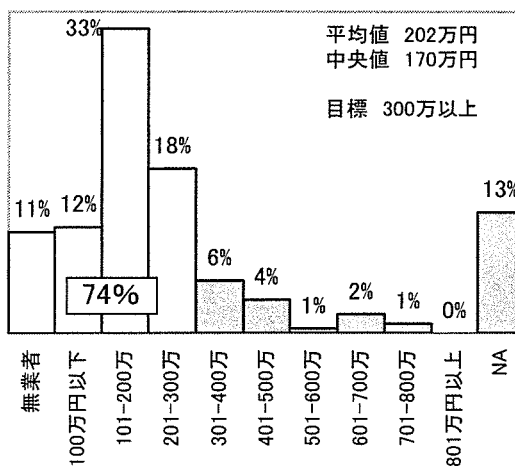
- 1) 正規職（正社員・正職員）になってはじめて児童扶養手当の所得限度額を超える所得を得ることができる。非正規職ではたとえ週 35 時間以上フルタイム働いても児童扶養手当の所得水準を超えない。
- 2) 母の学歴が高卒の場合はたとえ正規職でも児童扶養手当の所得水準を超えるのは難しい。母子世帯の母にかぎった現象ではなく、現在の労働市場における男女賃金格差・学歴別賃金格差を反映したもの。
- 3) 児童扶養手当の削減を踏まえた就業支援は、正規職に就くための支援でなければならず、すでに 8 割以上が就業している事実を踏まえると、より労働条件のよい仕事に移るための転職支援でなければならない。
- 4) 転職支援は就職支援よりも難しいことから、母子世帯になる前段階での相談体制や支援が重要である。母子世帯として暮らし始めたとき、収入の増加がみこめる安定した正規職に就けるかどうかは鍵であり、駆り立てられるように目の前の仕事に就けば、子の成長につれて増加する生計費に賃金の上昇が追いつかず、働いても生活が苦しい状況が常態化しかねない。
- 5) 母子世帯になって母子世帯になって勤労収入は全体として増加するが、子の成長にともない支出が増加するため、経済状況は改善していない。収入の増加だけに着目すると、子どもを育てている母子世帯の経済的な苦しさが把握できない危険性が生じる。
- 6) 児童扶養手当をいったんは受けたものの現在は受けていない世帯は、短大や大学など高学歴層に多く、低学歴層では児童扶養手当の所得限度額を超える所得を得ることが難しい。現在の労働市場における学歴別賃金格差を考慮すると、とりわけ若年の母子世帯に対しては、母の人的資本の形成をめざした専門学校や長期の職業訓練といった教育支援は、将来の稼得能力を獲得するうえで意味がある。
- 7) 母子世帯の当事者団体が行政の支援策を委託実施すれば、ある程度の効果は当然に見込まれる。比較的安定した職業に移行しやすい、学歴が高く、権利意識も高い母子世帯が、母子世帯の当事者団体に組織されており、そのような会員が支援策の情報をより入手し利用する可能性が高いからである。問題は、当事者団体の会員にならないような若年の低学歴層であり、そういった母子世帯の階層が、母子世帯への支援策から放置されないよう留意する必要がある。児童扶養手当の支給制限や母子世帯への支援策は、行政の支援策にはアクセスしにくい母子世帯層への影響を踏まえる必要がある。
- 8) 就業支援の目標、稼得賃金水準の目標は、児童扶養手当の所得限度額ではなく、子どもの成長段階で異なる。母の年齢・学歴・子の成長段階など、個別の事情にもとづく支援が必要である。

【参考】 2001年JIL調査 長子の年齢別・勤労収入

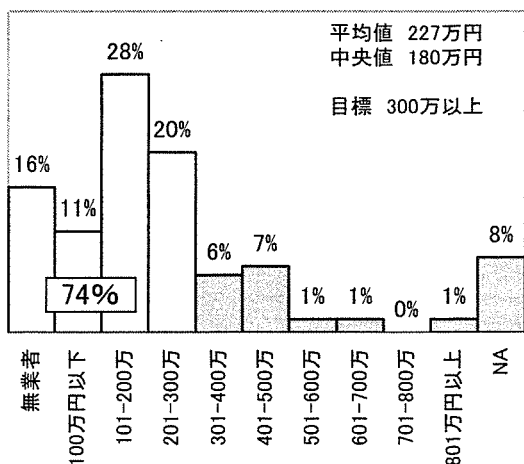
長子0-5歳 (N=162)



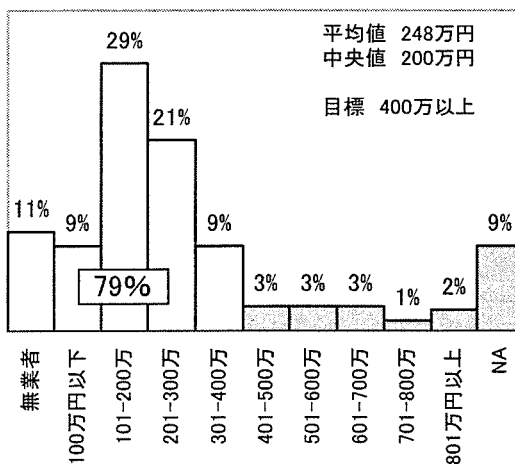
長子6-8歳 (N=190)



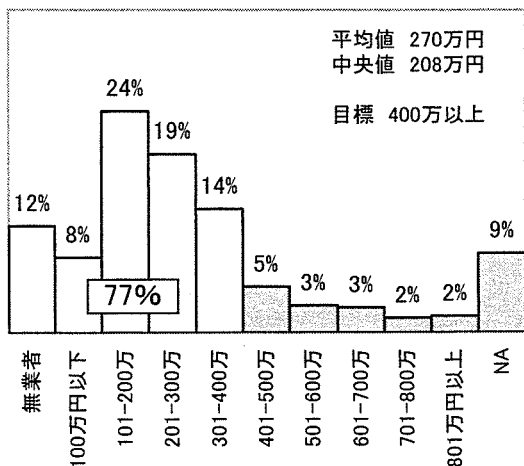
長子9-11歳 (N=210)



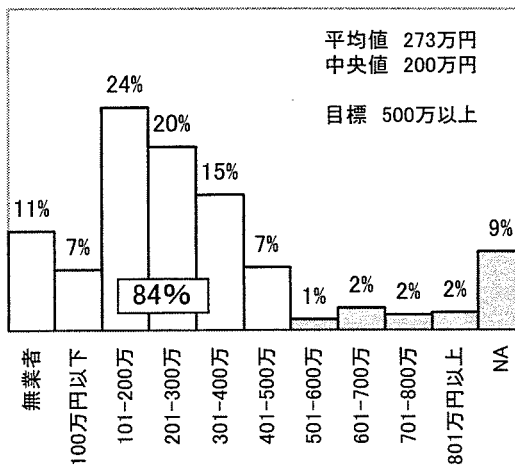
長子12-14歳 (N=260)



長子15-17歳 (N=436)



長子18-20歳 (N=403)



## 母子世帯の母親を対象とした就業支援策の有効性

田 宮 遊 子

神戸学院大学

tamiya@eb.kobegakuin.ac.jp

### 1. 報告の目的

2008年度以降の児童扶養手当減額は、就業支援を中心とした自立支援策による経済的な自立が促進されることが前提となっている。本報告では、2003年度から実施されている就業支援策に焦点をあてて検討する。母子世帯の母は、就業支援策によって勤労収入が安定、あるいは増収し、児童扶養手当の減額を可能にする経済状況になっているのか、現段階で就業支援策が児童扶養手当を抑制する効果を有しているのかという点について検討する。

### 2. 就業支援策の国指定メニュー

母子世帯の母に対する新たな就業支援策は2003年度から全国実施されている。就業支援の核となる新規事業は、職業相談や職業紹介を行う母子家庭等就業・自立支援センター、職業訓練の費用を補助する自立支援教育訓練給付金や高等技能訓練促進費、母子世帯の母の雇入れを進めるために事業主に対して賃金を補助する常用雇用転換奨励金である。さらに、就職阻害要因が深刻な母子世帯の母を対象に個別支援を行うプログラム策定事業が2006年度から開始されている。これらの新規事業は、市単位で実施し、町村部を都道府県が担当する。ただし、母子家庭等就業・自立支援センターに関しては、都道府県、指定都市、中核市が実施する事業となっている。各支援策の費用は、国が3/4、担当する自治体が1/4を負担する。ただし、プログラム策定事業に関しては、全額国が負担する（以上、表3）。

表1 就業支援策の概要

名称	実施開始年	内容	実施主体	費用負担
母子家庭等 就業・自立支 援センター	2003年度	職業相談、職業紹介、就職情報、職業 訓練等を提供するワンストップセン ター	都道府県、 指定都市、 中核市	国3/4、自 治体1/4
自立支援教 育訓練給付 金	2003年度	雇用保険の教育訓練給付金の受給資 格のない母子世帯の母に対して同趣 旨の給付金を支給するもので、教育訓 練講座の受講終了後に受講に関する 費用の40%（上限20万円）を支給	市、 町村分に関 しては都道 府県	国3/4、自 治体1/4
高等技能訓 練促進費	2003年度	看護師、介護福祉士、保育士、理学療 法士、作業療法士等、長期間（2年以 上）養成機関で修業して資格の取得を めざす母子世帯の母の生活費負担を 軽減するために、修業期間の最後の3 分の1の期間（上限12月）、月額 103,000円支給	市、 町村分に関 しては都道 府県	国3/4、自 治体1/4
常用雇用転 換奨励金	2003年度	パートタイム等として採用された母 子世帯の母に対して、OJTを実施した うえで常用雇用に転換した場合、奨励 金として事業主に30万円が支給	市、 町村分に関 しては都道 府県	国3/4、自 治体1/4
プログラム 策定事業	2006年度	より就職が困難な母子世帯の母に対 し、プログラム策定員、自立支援員、 ハローワークの就労支援員・就職支援 ナビゲーターとが連携して就職を支 援	市、 町村分に関 しては都道 府県	国10/10

上記のほかに、旧労働省管轄の事業として、公共職業紹介、公共職業訓練、母子世帯の母が公共職業訓練を受講する際の訓練手当の支給、母子世帯の母を雇入れた事業主に月額5万円、最大3カ月間賃金を補助するトライアル雇用奨励金が、母子世帯の母の就業支援策として挙げられる。

2003年度から実施されている上述の母子世帯を対象とした就業支援策は、従来の労働政策をより手厚くする機能や、従来の労働政策の対象外となる者や複数の就職阻害要因を持つ母子世帯の母に対する別ルートでの就業支援としての機能をもっている。前者に関しては、高等技能訓練促進費や常用雇用転換奨励金が挙げられる。後者としては、まず、自立

支援教育訓練給付金が挙げられる。雇用保険に加入していなくとも雇用保険により提供される支援と同様の給付が受けられる。また、就業・自立支援センターでは、さまざまな求職者が利用する公共職業安定所では求職活動が十分行えない母子世帯の母に対して、より時間をかけた個別的な支援を提供する。本年度から実施されるプログラム策定事業は、生活保護制度において保護受給母子世帯に対して実施されてきた自立支援を児童扶養手当のみの受給者にも実施することになったものである。これは、より就職阻害要因の深刻な母子世帯の母に対して、福祉、労働分野での支援員による個別な手厚い就業支援を行う。

### 3. 自治体での就業支援実施状況

#### 3-1 自治体調査概要

全国一律の基準に基づいて給付される児童扶養手当と異なり、就業支援策は国が提示した支援メニューをもとに、各自治体が自律的に実施する。そのため、就業支援策がどのように実施され、効果を上げているのか、あるいは問題点はどこにあるのかという政策の実際について知るためには、自治体ごとの実態把握も必要となる。そこで、6自治体を対象に、就業支援策実施担当者へのインタビュー調査を行った。

母子世帯の割合が全国平均よりも高い5自治体、および、いくつかの資料から就業支援策に力を入れて取り組んでいると考えられる1自治体について、就業支援担当者（道府県・市の担当者、および、道府県・市が就業・自立支援センター事業を委託している母子寡婦福祉団体の担当者）へのインタビュー調査を行った（表1）。調査時期は、2006年7月から9月の2ヶ月間。

表2 インタビュー実施自治体・福祉団体一覧

北海道、北海道母子寡婦福祉会
福井県
大阪府
沖縄県、沖縄県母子寡婦福祉会
札幌市、札幌市母子寡婦福祉会
大阪市、大阪市母子寡婦福祉会

北海道、大阪府、沖縄県、札幌市、大阪市は、いずれも母子世帯の割合が全国平均よりも高い。「平成12年国勢調査」によれば、20歳未満の子のいる世帯に占める母子世帯の割合は、北海道6.4%、大阪府7.5%、沖縄県7.5%、札幌市6.4%、大阪市7.2%といずれも全国の4.3%と比べて、高い割合となっている（表2）。なかでも、沖縄県は47都道府県中、母子世帯の割合が最も高い県である。また、大阪府、札幌市、大阪市はいずれも他の自治体に先駆けて2002年度から母子世帯への就業支援のモデル事業を実施した実績がある。福井県は、母子世帯の割合が3%と低いが、国が提示している就業支援の全メニューを県内の

市町村すべてが実施している。厚生労働省が本年 7 月に発表した「母子家庭就業支援マップ」によれば、就業支援の 4 事業（自立支援教育訓練給付金、高等技能訓練促進費、常用雇用転換奨励金、母子自立支援プログラム策定事業）をすべて実施しているのは福井県のみであった。

以上のように、今回は、母子世帯割合が最も高い沖縄県、母子世帯割合が高く、就業支援に早くから取り組んできた実績のある北海道、大阪府、札幌市、大阪市、母子世帯割合は低い就業支援の実施状況が最も良い福井県を調査の対象とした。

表 3 母子世帯割合

	母子世帯数*	20歳未満の子のいる世帯数	20歳未満の子のいる世帯に占める母子世帯割合 a/b
	a	b	
全国	625,904	14,696,355	4.3%
北海道	41,957	658,496	6.4%
福井県	2,852	96,599	3.0%
大阪府	56,138	1,012,865	5.5%
沖縄県	13,545	179,627	7.5%
札幌市	14,011	220,619	6.4%
大阪市	19,671	273,927	7.2%

\*ここでの母子世帯は、母と未婚の20歳未満の子のみで構成される世帯

資料出所:「平成12年国勢調査」より報告者作成

### 3-2 6 自治体での就業支援策の実施状況（積極的取り組み例）

後述するように、2003 年度から全国で実施されている就業支援策のこれまでの実績は芳しいものではない。しかしながら、インタビュー調査を実施した 6 自治体において、就業支援策を実施するにあたり、その有効性を高めるための積極的な取り組みが行われている。以下では、就業・自立支援センターの求人情報の充実、就業支援策の利用者の増加、就職困難者への有効な支援、支援の幅を広げるための取り組み等に関する具体例を挙げていく。

#### ■ 求人情報充実のためのアプローチ

就業・自立支援センターでは、センター独自の求人情報は少ない。そこで、各センターでは、求人情報を拡充するために、ハローワークの求人を積極的に活用したり、独自の求人開拓を行っている。

##### ハローワークの求人票の活用

- ・センターの就労支援員がハローワークに月 2 回程度来所し、職安の求人情報から母子世帯の母に適した求人票を選別し、センターで情報提供を行う。
- ・ハローワークに集まる新規求人情報をいち早くセンターにも情報提供してもらえよう、ハローワーク職員と連携。



#### 求人情報誌の活用

- ・求人情報誌、新聞の求人欄、折込求人チラシ等から、母子世帯の母に適した求人票を選別し、センターで情報提供を行う。これらは、ハローワークに求人票を出していない場合も多く、かつ、中高年女性の採用を念頭においた求人も多いため、見逃せない情報源となっている。

#### 求人開拓

- ・新聞の求人欄のなかから、母子世帯の母に適した求人に対して、母子世帯の母の受け入れ要請文、事業主が利用できる助成金制度の紹介文を郵送。平均月 100 件郵送し、1 割程度のレスポンスがある。企業訪問より効率的に数をこなせる。
- ・センターでの就職申込者が通勤至便なスーパー等に、就労支援員と本人で飛び込み訪問。就職実績あり。

#### ■就業支援策利用者を増やすためのアプローチ

後述するように、就業支援策の利用者は年々増加しているものの、未だ母子世帯の 1 割程度にすぎない。就業支援策の利用を促進するために、支援提供者側からの働きかけが行われている。

#### 積極的広報

- ・今年度の児童扶養手当現況届提出時に就業支援センターや就業支援に関するリーフレット等を全員に配布し、制度利用やセンターへの来所を促した。
- ・今年度の児童扶養手当現況届提出時に就業支援センターや就業支援に関するリーフレット等を全員に配布し、就業支援を希望するか否か（○か×）を記し、連絡先を記入するカード（「就業支援連絡カード」）を同封し、その場で提出してもらおう。就業支援希望者には後日担当者側から連絡。

#### 相談窓口の複数化、地域密着化

- ・母子世帯の母を対象とした就業相談を就業・自立センターだけでなく、全市町村に設置した「地域就労支援センター」においても実施。
- ・市内各区の保健福祉センターにおいて、就業支援の専門窓口を開設。就業・自立センターに比べ、より市民に身近な場所での就業相談窓口として開設。なお、窓口の相談員（「母子家庭等就業サポーター」）については、養成講座を行い、そこから若干名を採用した。その中に、母子世帯の母も含まれる。
- ・電子メールでの相談事業を開始。

## ■就職困難者へのアプローチ

保育を必要とする求職者や、子の状況からフルタイムで働くことができない、就業経験が少なく、採用の壁となっている等の就職困難者に対して、保育サービスの拡充や、自治体での直接の雇入れが行われている。これらのステップを踏んで、フルタイムでの求職活動へつなげている。

### 保育を必要とする求職者への支援

・就業・自立支援センター内に保育施設を併設し、保育が必要な子をもつ母子世帯の母が就業支援講習を受講する際、及び、就業相談窓口来訪時に予約なしで保育サービスを利用できる。センターで保育士を2名採用して対応している。1ヶ月平均140名（2005年度実績）の子どもを預かっている。

### 就職困難者の雇入れ

・就労経験の乏しい生活保護を受けている母子家庭の母には、就業・自立支援センター委託先母子福祉会が実施している清掃事業の訓練生として契約し、日常のリズムや対人関係等、働くための基本を身につけてもらい、その後パート職員としての採用など就労に向けた訓練体制を作っている。

・自治体の非常勤職員として就職困難者を雇入れている。勤務形態は、2ヶ月有期雇用を3回まで更新し、1日6時間（9:15-16:00）、月15~20日勤務する。日給は5490円。センターに求職登録をした母子世帯の母の中から採用する。就業経験や事務仕事の経験の少ない者が、就業経験を積み、生活リズムをつかんでもらう。また、低年齢の子があり、フルタイム勤務ができない時間短いため、働きやすい。土日に講習を受けながら働いている者にとっても、勤務時間が短く働きやすいため、フルタイム勤務までのつなぎとしている。

	2003	2004	2005	2006.7 現在
非常勤職員雇用実績	29	18	18	11

## ■支援の幅を広げるためのアプローチ

就業支援は、自治体の母子福祉担当者と自立・就業支援センターのスタッフを中心に行われているが、人員の少なさや担当者の専門的知識の不足等から、支援の範囲と質に限界がある。これに対して、地域雇用担当部門、子育て支援担当部門等との連携により、より幅の広い支援にむけた取り組みが行われている。

・大阪府では、府内を9ブロックに分け、自立・就業支援センター、福祉事務所、ハローワーク、地域就労支援センター、府の母子家庭支援担当者が集まり、「母子家庭の自立を支援する連絡調整会議」を開催（年1, 2回）している。従来の縦割りの担当をこえた会議であるために、情報交換が可能となる。また、府全体の実施状況を把握できる機会ともなる。

#### ■雇用創出のためのアプローチ

母子世帯の母の当事者団体である、母子福祉団体において、母子世帯の母の雇用創出のために独自事業を運営している。安定した雇用形態と収入、子どもの病気や学校行事などへの対応の柔軟さから、母子世帯の母にとって働きやすい職場となっている。勤続年数が長く、ほとんどの者が寡婦になってからも継続勤務している。近年、受託先自治体の経費節減のために受託規模が縮小することで、雇用規模も縮小している。

・北海道母子寡婦福祉会では、1968年から、道庁舎等の公共施設の清掃事業を受託している。現在は41名を雇用。

雇用形態	フルタイム	常勤パート	パート
人数(2006年4月現在)	18	10	13
賃金(手取り)	年280万円	年230~250万円	時給
社会保険	有	有	有

・札幌市母子寡婦福祉会では、札幌市庁等の公共施設の清掃事業を受託している。現在、常勤で31名が働いている。

雇用形態	常勤	パート
人数(2006年4月現在)	31	63
賃金(社会保険料込)	年250~280万円	時給780円
社会保険	有	有

#### 4. 就業支援策の実績

2003年度から実施されている就業支援の実績はどの程度なのであろうか。毎年度厚生労働省が発表している『母子家庭の母の就業の支援に関する年次報告』で示されている実績を整理したのが表4である。

表4からわかるように、就業支援策の制度利用者は年々増加している。就職率に関しては、自立支援センターでの支援を受けた者の就職率が2003年度から毎年高くなっている。しかしながら、母子世帯全体の規模からすると、制度利用者の割合は非常に少ない。表5は、児童扶養手当受給者に占める就業支援利用者と就職者の割合を示している。児童扶養手当受給者に占める就業支援利用者の割合は、2003年度から2004年度にかけて2倍弱の増加となっており、2005年度は就業支援利用者数が11月現在のものであることから、前年度の実績を上回ることが予測される。同様に、就職者の割合も年々高くなっている。しかし、制度の利用者は未だ1割をきっており、制度を利用している母子世帯の母は非常に少ないことがわかる。

表4 就業支援の実績（2003年度から2006年11月まで）

		利用者 a	就職件数合 計 b				就職率 b/a
				常勤	非常勤	自営業・その 他	
2003年度	自立支援センター	37,345	2,672	843	1,652	177	7.2%
	自立支援給付金	186	89	27	57	5	47.8%
	高等技能訓練促進費*	759	175	148	20	6	23.1%
	常用雇用転換奨励金*	22	18	-	-	-	
	計	38,312	2,954	1,018	1,729	188	7.7%
2004年度	自立支援センター	73,579	6,246	2,651	3,319	276	8.5%
	自立支援給付金	2,032	938	278	565	95	46.2%
	高等技能訓練促進費	760	175	148	21	6	23.0%
	常用雇用転換奨励金	23	19	-	-	-	
	計	76,394	7,378	3,077	3,905	377	9.7%
2005年4-11月	自立支援センター	74,315	6,293	2,562	3,329	402	8.5%
	自立支援給付金	2,295	1,087	312	673	102	47.4%
	高等技能訓練促進費	760	175	149	21	6	23.0%
	常用雇用転換奨励金	23	19	-	-	-	
	計	77,393	7,574	3,023	4,023	510	9.8%
合計	自立支援センター	185,239	15,211	6,056	8,300	855	8.2%
	自立支援給付金	4,513	2,114	617	1,295	202	46.8%
	高等技能訓練促進費	2,279	525	445	62	18	23.0%
	常用雇用転換奨励金	68	56	-	-	-	
	計	192,099	17,906	7,118	9,657	1,075	9.3%

\*高等技能訓練促進費と常用雇用転換奨励金の実績は、三年度合計の数値のみ報告されているため、便宜的に各年に均等配分している  
(出所)厚生労働省「母子家庭の母の就業の支援に関する年次報告」(各年度版)より報告者作成

表5 児童扶養手当受給者に占める就業支援利用者、就職者の割合

	就業支援利 用者数	就職者数	児童扶養手 当受給者数	児童扶養手当受給 者に占める就業支 援利用者の割合	児童扶養手当受 給者に占める就 職者の割合
	a	b	c	a/c	b/c
2003年度	38,312	2,954	822,953	4.7%	0.4%
2004年度	76,394	7,378	870,555	8.8%	0.8%
2005年度	77,393	7,574	911,852	8.5%	0.8%

(出所)厚生労働省「母子家庭の母の就業の支援に関する年次報告」(各年度版)、同「福祉行政報告例」(各年度版)より報告者作成

次に、就業支援策を実施したことによる児童扶養手当の削減効果を試みる。表6は、各年度中に児童扶養手当の支給が全額停止となった者の数と割合を示している。児童扶養手当の受給資格を持つもののうち、受給要件を満たす収入を超える収入がある者は、その年度は児童扶養手当が全額支給停止になる。すなわち、表6は、就労収入の増加により手当から「自立」した者の割合を示している。これによれば、2000年から2004年にかけて、一貫して支給停止者の割合は減少していることがわかる。就業支援策が実施されたのは2003年度からであるが、2003年と2004年を比較しても、支給停止者の割合は減少してい

る。このことから、2003年、2004年の就業支援策は、児童扶養手当の支給抑制に対して効果をもっていないことが推測される。

表6 児童扶養手当全部支給停止者

	前年度末 現在受給 者数(a)	全部停止 となった 数(b)	全部停止 割合(b/a)
2004	870,555	21,856	2.5%
2003	822,953	21,334	2.6%
2002	759,198	21,173	2.8%
2001	708,398	21,068	3.0%
2000	664,314	20,322	3.1%

(出所)厚生労働省「福祉行政報告例」(各年度版)より報告者作成

ただし、手当が全額支給停止となる理由としては、就労収入の増加だけでなく2002年度からは養育費が収入として算入されることとなっているため、養育費の増額による場合もある。また、手当の支給に関しては、同居家族の収入も算入されることから、母子世帯の母の本人の収入の増加よりも、祖父母との同居や、同居親族の収入の増加によって支給停止となった者も含まれる。むしろ、この理由が相当数を占めると考えられる。このように、養育費や同居親族の収入による支給停止があることを考え合わせると、母子世帯の母本人の就労収入の増加による児童扶養手当からの「自立」を果たしている者は、きわめて少数であることが推測される。

養育費が収入として算入されることとなり、また、就業支援策が実施されているという制度上は児童扶養手当の規模を縮小するための政策変更が実施されているにもかかわらず、収入の増加による全額支給停止者の割合は減少していることは、母子世帯の貧困が、より深刻になっていることを示唆している。

## 5. 小括

以上、就業支援策の実績から、制度利用者や就職率も年々増加しているものの母子世帯全体からすると、まだ非常に規模が小さい支援となっていることを指摘した。さらに、児童扶養手当の全額支給停止者割合が減少していることから、就業支援策が児童扶養手当の抑制に対して、現段階では有効性をもっていない可能性のあることを指摘した。

もちろん、就業支援策自体が無意味な政策的支援であるかとはいえない。インタビュー調査を行った6自治体では、母子世帯の母の就業へのきめ細かい支援が行われていた。こうした取り組みが継続して実施され、かつ、より多くの母子世帯の母が利用することによって、就業支援策の効果は大きくなる可能性もある。しかしながら、就業支援策の有効性を見出すためには、より長い期間の実績の検討、支援を受けた母子世帯の母への追跡調査の実施など、より詳細なデータによる検討が必要である。

# 母子世帯の生活の変化調査結果(速報)

(平成18年10月30日現在)

調査者 阿部 彩(国立社会保障・人口問題研究所 国際関係部第2室長)(代表)  
田宮遊子(神戸学院大学 経済学部 講師)  
藤原千沙(岩手大学 人文社会科学部 助教授)

【お問い合わせ先】 阿部

住所 : 〒100-001 東京都千代田区内幸町2-2-3 日比谷国際ビル6階  
電話: 03-3595-2984 (月曜日から金曜日の10時から16時)

## 1. 調査概要

### (1) 目的

本調査の目的は、母子世帯の生活が、母子世帯になってから時間が経過するにつれてどのように変化するのかを調査することである。

### (2) 調査手続きと回収状況

調査票は、母子世帯を会員とする以下の市民団体の協力を得て、団体の会員および団体が実施した講習会参加者の母子世帯(または母子世帯であった世帯)の母親を対象に行った。調査票の配布は、郵送および手渡しで、2006年8月下旬から9月上旬にかけて行った。調査票の配布および有効回収数は以下の通りである。

	配布数		有効票数	有効回収率	母子/寡婦 内訳
	郵送	手渡し			
ハンド・イン・ハンドの会	598	0	117	19.6%	母子 415
NPO法人Wink	470	0	108	23.0%	寡婦 58
NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ	307	23	106	32.1%	不明 2
NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ・関西	221	61	57	20.2%	分析対象者 475
NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ・福岡	63	0	32	50.8%	再婚者 11
母子寡婦福祉団体(3団体)	109	42	66	43.7%	計 486
合計	1768	126	486	25.7%	

### (3) 調査対象者

母子世帯(18歳以下の子とその子の無配偶の母親がいる世帯。他の世帯員がいる場合も含む)および寡婦世帯(19歳以上の子と無配偶の母親のいる世帯、子と別居している場合も含む)。なお、過去に母子世帯であっても再婚したケース(11ケース)は分析対象としていない。

## 2. 回答者のプロフィール

### (1) 年齢

	母子世帯	寡婦世帯
平均年齢	39.8	54.1
20歳代	6%	0%
30歳代	41%	0%
40歳代	48%	19%
50歳代	5%	69%
60歳以上	0%	12%

### (2) 同居率

母親と子のみの母子世帯(独立母子世帯)は74%、母親の親などと同居している母子世帯は26%であった。

	同居	独立	無回答
母子世帯	27%	73%	0%
寡婦世帯	17%	83%	0%

### (3) 子ども

	子ども数				末子年齢 平均
	平均	一人	二人	三人以上	
母子世帯	1.7	52%	33%	14%	9.3
寡婦世帯	1.9	29%	53%	17%	24.4

### (4) 母子世帯となった理由

平成15年全国母子世帯等実態調査(厚生労働省)と比べると、母子世帯となった理由においては、死別が少なく、離婚・非婚が多い。

	離別	別居	非婚	死別	その他
本調査	80%	9%	8%	2%	1%
平成15年全国母子世帯等調査	80%		6%	12%	2%

(\*) 本調査は厚生科学研究費補助金政策科学推進研究事業「日本の社会保障制度における社会的包摂(ソーシャル・インクルージョン)効果の研究」(主任研究者:阿部 彩)(平成16~18年)の一環として行われたものである。

(5) 母子世帯となってからの期間

5年未満	5～10年未満	10～15年未満	15～20年未満	20～25年未満	25年以上
171	167	84	31	11	9
36%	35%	18%	7%	2%	2%

(6) 教育歴

中学校	2%
高等学校	31%
専修学校・各種学校	17%
短期大学・高専	21%
大学・大学院	28%
その他	1%

(7) 居住形態

あなた自身の持家	18%
親族の持家	25%
民間賃貸住宅	33%
公営住宅	21%
社宅・会社の寮など	1%
社会福祉施設(母子生活支援施設など)	1%
その他	2%

(8) 健康

よい	まあよい	普通	あまりよくない	よくない	無回答
17%	23%	33%	23%	3%	0%

3. 母子・寡婦世帯の経済状況

(1) 生活意識

平成16年国民生活基礎調査の「ひとり親世帯」(注1)と比べると、「苦しい」「やや苦しい」とした母子世帯の割合はほぼ同じであるが、「普通」とした世帯やや少なく、「ゆとりがある」「ややゆとりがある」とした世帯がやや多い。本調査の客体には、親などと同居する母子世帯(同居母子世帯)も含まれ、また、母子世帯の支援団体の会員でもあることから、母子世帯の中でも若干経済的にゆとりのある世帯に偏っている可能性がある。母子世帯となってからの期間別にみると、時間がたつにつれて「苦しい」が若干減少し、「ややゆとりがある」「ゆとりがある」が若干増加するものの、その差は大きくない。

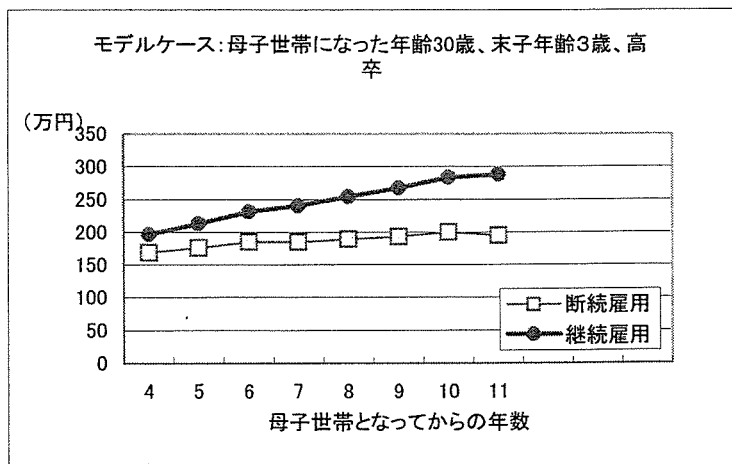
	苦しい	やや苦しい	普通	ややゆとりがある	ゆとりがある
本調査	33%	35%	25%	5%	1%
(本調査)母子世帯になって5年未満	34%	35%	27%	4%	0%
5～10年未満	33%	34%	26%	5%	2%
10年以上	30%	37%	21%	7%	3%
平成16年国民生活基礎調査					
全世帯	23%	33%	39%	4%	1%
母子世帯(*)	58%	28%	13%	1%	0%

(\*)国民生活基礎調査の母子世帯は、「20歳未満の子と母親のみ」の世帯に限る。

(2) 勤労所得

母子世帯の母親の勤労収入は、勤続年数や学歴、末子年齢などに大きく影響される。母子世帯となってからの期間の純粋な影響だけをみると、なってからの期間が長いほど勤労収入も高くなるが、これは勤続年数などのほかの要因に比べると小さい。30歳、末子年齢が3歳の時に母子世帯となった高卒の母をモデルケースとした推計によると、母子世帯となった1年目から継続して勤務している場合と、契約社員などで1年ごとに断続して勤務している場合では大きな差がみられる。断続雇用の場合、所得は3年目までは上昇するものの、その後の上昇はわずかである。母親の年齢が高い場合は、上昇の度合いがさらに少なくなる。

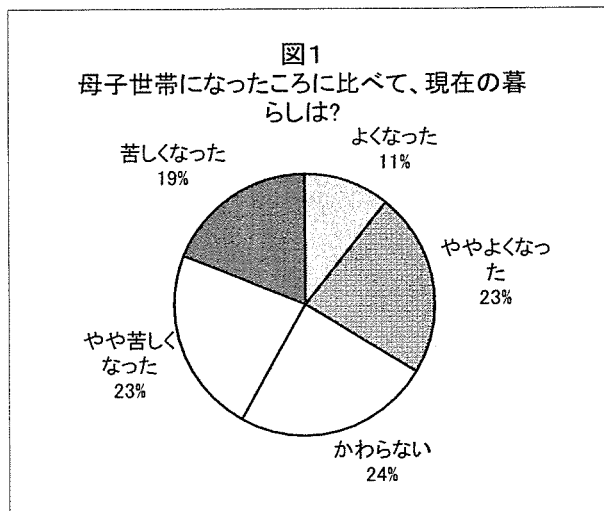
また、同じ人の勤労所得を追うと、母子世帯になった1年目から5年目に所得があがった人は76%、下がった人は13%(変化なしが11%)であった。しかし、5年目から10年目に勤労所得があがった人は51%、下がった人は31%(変化なしが18%)であった。



#### 4. 母子・寡婦世帯の生活の変化

① 母子世帯になったところに比べて、現在の暮らしは、回答者の41%が「苦しくなった」、35%が「よくなった」、24%が「かわらない」と回答

「よくなった」「ややよくなった」の理由は(複数回答可)、「勤労収入が増えた」(58%)、「児童扶養手当をもらうようになった」(35%)、「子どもが大きくなって手がかからなくなった」(32%)、「子どもを保育園や学童保育に入れることができた」(25%)、「子どもにかかる費用が下がった」(16%)であり、特に勤労収入の増加は他の理由に比べ群を抜いて生活の改善に役立っている。また、子どもの成長に伴って子どもの世話と費用の減少など、成長要因も大きいものの、児童扶養手当や保育園、公営住宅など行政の支援も役立っている。



一方で、「苦しくなった」「やや苦しくなった」の理由(複数回答可)は、「子どもが大きくなってお金がかかるようになった」(72%)が圧倒的に多く、支出面での増加に並行して、「勤労収入が下がった」(42%)、「貯金や保険金等のたぐえがなくなった」(35%)、「児童扶養手当をもらえなくなった、あるいは金額が下がった」(30%)、「養育費がとぎれた、あるいは下がった」(18%)の収入面での減少があげられている。また、「勤労収入が下がった」に加え、「仕事が大変になった」(22%)をあげる人も多く、労働条件の厳しさが母子世帯の生活を苦しめている。

母子世帯になってからの期間別生活感の変化

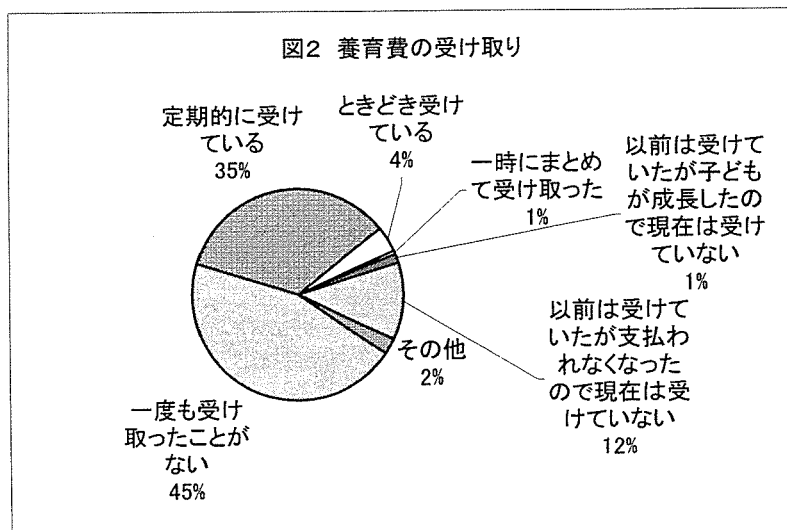
$\chi^2=30.7552$  自由度=8 (p=0.0002)

	よくなった	ややよくなった	かわらない	やや苦しくなった	苦しくなった
5年未満	5%	23%	33%	23%	14%
5～10年未満	11%	27%	16%	26%	19%
10年以上	17%	15%	23%	18%	23%

母子世帯になってからの期間別にみると、「よくなった」が時間とともに増えるものの、「苦しくなった」も増えており、一貫した傾向はみられない。

② 養育費は、サンプルを母子世帯に限ると、その45%は現在も受け取っているが、支払われなくなることも多い(12%)。

養育費は、支払われている間は生活の改善に役立つものの、受け取ったことがある母子世帯(55%)のうち12%において養育費の支払いが滞っており、定期的に受けている世帯でも、その約18%において養育費の額が減っている。



③ 児童扶養手当は、母子世帯の74%は現在も受け取っている。受け取っていない世帯(26%)のうち、11%は過去に受け取っていたが、今は受け取っていない。一度も受け取ったことがないのは、15%であった。

④ 生活保護は、回答者の6%が現在も受給中、3%が過去に受給経験ある。



## 5. 家計支出

母子世帯になった当初に比べ、現在の所得はあがっているものの、各家計支出が増加しているため、生活の暮らし感は厳しくなっている。

食費	増えている	減っている	増えたり、減ったり	変わらない	
全体	58%	14%	15%	11%	$\chi^2=10.9448$ 自由度=6 (p=0.0901)
母子世帯になってから5年未満	52%	13%	17%	16%	
5～10年未満	63%	15%	13%	9%	
10年以上	61%	13%	17%	7%	

住居費	増えている	減っている	増えたり、減ったり	変わらない	
全体	28%	15%	7%	49%	$\chi^2=12.3113$ 自由度=6 (p=0.0554)
母子世帯になってから5年未満	20%	13%	6%	59%	
5～10年未満	32%	16%	7%	44%	
10年以上	33%	16%	7%	41%	

教育費	増えている	減っている	増えたり、減ったり	変わらない	
全体	74%	11%	6%	7%	$\chi^2=56.4957$ 自由度=6 (p<0.0001)
母子世帯になってから5年未満	73%	5%	6%	15%	
5～10年未満	82%	8%	6%	4%	
10年以上	67%	24%	4%	1%	

医療費	増えている	減っている	増えたり、減ったり	変わらない	
全体	36%	13%	19%	28%	$\chi^2=11.1227$ 自由度=6 (p=0.0847)
母子世帯になってから5年未満	30%	10%	20%	35%	
5～10年未満	36%	16%	19%	27%	
10年以上	44%	14%	19%	21%	

借金はない世帯が殆ど(63%)であるが、借金が増えている世帯は回答者の15%であり、減っている世帯(6%)の2倍以上ある。貯蓄が減っている世帯は、回答者の38%であり、貯蓄がない世帯も21%ある。

貯蓄	増えている	減っている	増えたり、減ったり	変わらない	なし	
全体	16%	39%	14%	8%	21%	$\chi^2=10.2991$ 自由度=8 (p=0.2447)
母子世帯になってから5年未満	14%	43%	11%	9%	22%	
5～10年未満	14%	37%	17%	10%	22%	
10年以上	22%	35%	16%	4%	21%	

借金	増えている	減っている	増えたり、減ったり	変わらない	なし	
全体	15%	6%	8%	7%	63%	$\chi^2=11.2905$ 自由度=8 (p=0.1858)
母子世帯になってから5年未満	11%	6%	9%	7%	65%	
5～10年未満	15%	7%	4%	8%	65%	
10年以上	19%	4%	10%	4%	60%	

～ご協力、ありがとうございました。～

# 母子世帯の生活の変化調査結果（集計表）

平成18年10月30日現在

問1 あなたの、現在の年齢と、お子様の年齢、性別、同居か別居かを教えてください。

あなたの年齢は

	総数	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60歳以上	無回答	平均(歳)
総数	475	2	22	70	102	110	102	37	22	8	0	41.6
(%)		0%	5%	15%	21%	23%	21%	8%	5%	2%	0%	
母子	415	2	22	70	102	109	91	15	4	0	0	39.8
(%)		0%	5%	17%	25%	26%	22%	4%	1%	0%	0%	
寡婦	58	0	0	0	0	1	10	22	18	7	0	54.1
(%)		0%	0%	0%	0%	2%	17%	38%	31%	12%	0%	

問1-1～問1-5

お子様の性別、年齢、同居か別居か

子ども数

	総数	子ども数					平均(人)
		一人	二人	三人	四人以上	不明・無効	
総数	475	234	169	54	16	2	1.7
(%)		49%	36%	11%	3%	0%	
母子	415	217	138	45	15	0	1.7
(%)		52%	33%	11%	4%	0%	
寡婦	58	17	31	9	1	0	1.9
(%)		29%	53%	16%	2%	0%	

末子年齢

	総数	年齢							平均(年齢)	
		0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30歳以上		無回答
総数	475	73	137	138	72	31	14	8	2	11.2
(%)		15%	29%	29%	15%	7%	3%	2%	0%	
母子	415	73	137	138	67	0	0	0	0	9.3
(%)		18%	33%	33%	16%	0%	0%	0%	0%	
寡婦	58	0	0	0	5	31	14	8	0	24.4
(%)		0%	0%	0%	9%	53%	24%	14%	0%	

問2 あなたは、現在、あなたのご両親・ごきょうだいなど、お子さん以外の方と同居していますか。あてはまるものに○を付けて下さい。

1 同居している(→付問2-1へ)      2 同居していない(→問3へ)

	総数	同居	別居	無回答
総数	475	121	352	2
(%)		25%	74%	0%
母子	415	111	302	2
(%)		27%	73%	0%
寡婦	58	10	48	0
(%)		17%	83%	0%

問2-1 問2で【1同居している】を選択された方にお聞きします。どなたと同居していますか。またその方は何歳ですか。

- あなたの親 (母 歳)(父 歳)
- (元)夫の親 (母 歳)(父 歳)
- あなたの兄弟姉妹 (兄 歳)(姉 歳)  
(弟 歳)(妹 歳)
- 上記以外 (具体的に 年齢 歳)  
(具体的に 年齢 歳)

	総数	母	平均(歳)	父	平均(歳)
あなたの親	113	106	67.5	69	68.6
(%)	24%	22%		14%	
(元)夫の親	2				
(%)	0%				
あなたの兄弟姉妹	23				
(%)	5%				
上記以外	9				
(%)	2%				

問3 あなたの現在のお住まいは、次のうちどれにあたりますか。あてはまるもの一つに○をつけてください。

- あなた自身の持家
- 親族の持家
- 民間賃貸住宅
- 公営住宅
- 社宅・会社の寮など
- 社会福祉施設(母子生活支援施設など)
- その他(具体的に )

	総数	あなた自身の持家	親族の持家	民間賃貸住宅	公営住宅	社宅・会社の寮など	社会福祉施設(母子生活支援施設など)	その他	無回答
総数	475	85	117	159	100	3	3	8	0
(%)	100%	18%	25%	33%	21%	1%	1%	2%	0%

問4 あなたが最後に卒業された学校はどちらですか。あてはまるもの一つに○をつけてください。

- 1 中学校
- 2 高等学校
- 3 専修学校・各種学校
- 4 短期大学・高専
- 5 大学・大学院
- 6 その他(具体的に )

	総数	中学校	高等学校	専修学 校・各種 学校	短期大 学・高専	大学・大 学院	その他	無回答
総数	475	9	148	82	99	134	3	
(%)	100%	2%	31%	17%	21%	28%	1%	0%

問5 あなたの現在の健康状態はいかがですか。あてはまるもの一つに○をつけてください。

- 1 よい
- 2 まあよい
- 3 普通
- 4 あまりよくない
- 5 よくない

	総数	よい	まあよい	普通	あまりよく ない	よくない	無回答
総数	475	82	111	158	107	16	1
(%)	100%	17%	23%	33%	23%	3%	0%

問6 あなたは現在の暮らしの状況を、総合的にみてどのように感じていますか。あてはまるもの一つに○をつけてください。

- 1 苦しい
- 2 やや苦しい
- 3 普通
- 4 ややゆとりがある
- 5 ゆとりがある

	総数	苦しい	やや苦し い	普通	ややゆと りがある	ゆとりが ある	無回答
総数	475	155	166	119	25	7	3
(%)	100%	33%	35%	25%	5%	1%	1%
母子世帯となってからの期間							
5年未満	171	58	60	46	6	0	1
(%)		34%	35%	27%	4%	0%	1%
5～10年未満	167	55	56	43	9	3	1
(%)		33%	34%	26%	5%	2%	1%
10年以上	135	41	50	29	10	4	1
(%)		30%	37%	21%	7%	3%	1%

χ<sup>2</sup>=8.3455 (p=0.4005)

問7 あなたが、母子世帯になったのは、何歳の時ですか。

	総数	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60歳以上	無回答	平均(歳)
総数	475	20	81	160	122	63	18	9	0	0	2	34.2
(%)	100%	4%	17%	34%	26%	13%	4%	2%	0%	0%	0%	

(補足) 母子世帯になってからの年数

	総数	5年未満	5～10年 未満	10～15年 未満	15～20年 未満	20～25年 未満	25年以上	無回答
総数	475	171	167	84	31	11	9	2
(%)	100%	36%	35%	18%	7%	2%	2%	0%

問8 あなたが、母子世帯になった理由は何ですか。あてはまるもの一つに○をつけてください。

- 1 離別
- 2 別居
- 3 非婚
- 4 死別
- 5 その他(具体的に )

	総数	離別	別居	非婚	死別	その他	無回答
総数	475	379	45	36	10	3	2
(%)	100%	80%	9%	8%	2%	1%	0%

問9 あなたは、母子世帯として暮らし始めた当初(その時と児童扶養手当をもらい始めたときとが大きく異なる場合は、児童扶養手当をもらい始めたとき)と現在とを比べると、経済状況、家計の状況(経済的・家計的なもの)について、どのように感じていますか。あてはまるもの一つに○をつけてください。

- 1 よくなった →問10へ
- 2 ややよくなった →問10へ
- 3 かわらない →問12へ
- 4 やや苦しくなった →問11へ
- 5 苦しくなった →問11へ

	総数	よくなった	ややよくなった	かわらない	やや苦しくなった	苦しくなった	無回答
総数 (%)	475	50	106	114	106	88	11
	100%	11%	22%	24%	22%	19%	2%
母子世帯となってからの期間							
5年未満 (%)	171	8	40	56	39	24	4
		5%	23%	33%	23%	14%	2%
5~10年未満 (%)	167	19	45	27	43	32	1
		11%	27%	16%	26%	19%	1%
10年以上 (%)	136	23	21	31	24	31	6
		17%	15%	23%	18%	23%	4%

$\chi^2=30.7552$  自由度=8 (p=0.0002)

問10 問9で【1. よくなった】、【2. ややよくなった】を選択された方にお聞きします。その理由は次のどれにあたりますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。(複数回答)

- |                          |                             |
|--------------------------|-----------------------------|
| 1 勤労収入が増えた               | 7 児童扶養手当をもらえるようになった         |
| 2 仕事が増えた                 | 8 生活保護をもらえるようになった           |
| 3 子どもを保育園や学童保育に入れることができた | 9 養育費がもらえるようになった、あるいは金額が増えた |
| 4 子どもが大きくなって手がかからなくなった   | 10 公営住宅に入居できた               |
| 5 子どもにかかる費用が下がった         | 11 親などと同居するようになった           |
| 6 子ども以外にかかる費用が下がった       | 12 再婚した                     |
|                          | 13 その他(具体的に)                |

該当者数	勤労収入が増えた	仕事が増えた	子どもを保育園や学童保育に入れることができた	子どもが大きくなって手がかからなくなった	子ども以外にかかる費用が下がった	子ども以外にかかる費用が下がった	児童扶養手当をもらえるようになった	生活保護をもらえるようになった	養育費がもらえるようになった、あるいは金額が増えた	公営住宅に入居できた	親などと同居するようになった	再婚した	その他	
総数 (%)	156	90	15	39	50	25	7	55	12	10	16	9	0	20
	100%	58%	10%	25%	32%	16%	4%	35%	8%	6%	10%	6%	0%	13%

問11 問9で【4. やや苦しくなった】、【5. 苦しくなった】を選択された方にお聞きします。その理由は次のどれにあたりますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。(複数回答)

- |                               |                          |
|-------------------------------|--------------------------|
| 1 勤労収入が下がった                   | 7 養育費がとぎれた、あるいは下がった      |
| 2 仕事が大変になった                   | 8 公営住宅から出た               |
| 3 子どもが大きくなってお金がかかるようになった      | 9 遺族年金をもらえなくなった、あるいは下がった |
| 4 子ども以外にかかる費用が上がった            | 10 貯金や保険金等のたくわえがなくなった    |
| 5 児童扶養手当をもらえなくなった、あるいは金額が下がった | 11 病気や怪我をした              |
| 6 生活保護をもらえなくなった、あるいは金額が下がった   | 12 親などとの同居をやめた           |
|                               | 13 その他(具体的に)             |

該当者数	勤労収入が下がった	仕事が大変になった	子どもが大きくなってお金がかかるようになった	子ども以外にかかる費用が上がった	児童扶養手当をもらえなくなった、あるいは金額が下がった	生活保護をもらえなくなった、あるいは金額が下がった	養育費がとぎれた、あるいは下がった	公営住宅から出た	遺族年金をもらえなくなった、あるいは下がった	貯金や保険金等のたくわえがなくなった	病気や怪我をした	親などとの同居をやめた	その他	
総数 (%)	194	82	43	139	44	59	1	34	1	2	68	39	10	47
	100%	42%	22%	72%	23%	30%	1%	18%	1%	1%	35%	20%	5%	24%

問12 あなたが母子世帯になった時に、財産分与や慰謝料(離別・別居・非婚の場合)、保険金(死別の場合)を受け取りましたか。受け取っていたら、その金額を教えてください。

- |          |            |            |     |    |
|----------|------------|------------|-----|----|
| 財産分与・慰謝料 | 現金         | 1 受け取らなかった |     |    |
|          |            | 2 受け取った    | → 約 | 万円 |
|          | 現物(家や家財など) | 1 受け取らなかった |     |    |
|          |            | 2 受け取った    |     |    |
| 保険金      |            | 1 受け取らなかった |     |    |
|          |            | 2 受け取った    | → 約 | 万円 |

	総数	受け取らなかった	受け取った	無回答	平均(約万円)
財産分与・慰謝料					
現金 (%)	475	341	111	23	359.8
	100%	72%	23%	5%	—
現物 (%)	475	304	80	91	—
	100%	64%	17%	19%	—
保険金 (%)	475	358	21	96	802.8
	100%	75%	4%	20%	—

問13 離別、別居、非婚が理由で母子世帯になられた方にうかがいます。養育費を受け取ったことがありますか。あてはまるものに○をつけてください。

- 1 一度も受け取ったことがない      2 受け取ったことがある(→付問13-1.へ)

	総数	一度も受け取ったことがない	受け取ったことがある	無回答
総数 (%)	475	188	271	16
	100%	40%	57%	3%
母子世帯となってからの期間				
5年未満 (%)	171	55	114	2
	100%	32%	67%	1%
5~10年未満 (%)	167	81	81	5
	100%	49%	49%	3%
10年以上 (%)	134	52	76	6
	100%	39%	57%	4%

$\chi^2=10.4300$  自由度=2 p=0.0054